

## その他の提案

### 1 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案

○追加で共同提案を行ったもの

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概要	回答 (各府省)
1	<p style="text-align: center;"><b>鳥獣被害防止総合対策交付金の配分方法の見直し</b></p> <p style="text-align: center;">(鳥獣被害防止総合対策交付金交付要綱)</p> <p style="text-align: center;"><b>【農林水産省】</b></p>	富山県	<p>【現状】 整備交付金(ハード)と推進交付金(ソフト)に交付金が分かれており、鳥獣被害防止対策の一体的な推進に支障がある。</p> <p>【提案】 交付金を一括して配分する。</p>	<p>鳥獣被害防止総合対策交付金は、鳥獣被害防止計画に基づく取組を支援するものであり、具体的には有害捕獲等を内容とする推進事業、処理加工施設や侵入防止柵等の整備を内容とする整備事業で構成されており、予算使用上の目的に応じて、予算の項(本交付金は農山漁村活性化対策費)や目(本交付金は、農山漁村活性化対策推進交付金と公債発行対象経費である農山漁村活性化対策整備交付金で構成されている。)が定められている。</p> <p>一方、本交付金に限らず、歳出予算は国会の審議を経るものであり、財政法(昭和22年3月31日法律第34号)の趣旨を踏まえ、その目的に従って執行されなければならないと、予算の流用を無制限に行うことになると、予算を区分し国会の議決を求めることとした意味が失われることになるので、例えば、同法第33条第2項において、予算統制を期する観点から、「各省各庁の長は、各目の経費の金額については、財務大臣の承認を経なければ、目の間において、彼此流用することができない。」と規定されているところである。</p> <p>このため、交付要綱においても、目の異なる推進事業と整備事業の流用をしてはならない旨の規定を定めているところであり、公債発行対象経費ではない推進事業と公債発行対象経費である整備事業の一括配分は行わないことを理解願いたい。</p> <p>また、本交付金については、平成30年度においても鳥獣被害対策等に必要な予算を推進事業、整備事業として確保したところである。補助事業者及び間接補助事業者においては、昨今の鳥獣被害の状況や財政</p>

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概要	回答 (各府省)
				事情等を十分踏まえ、予算の範囲内において、鳥獣被害の軽減に向け、不用額が生じることの無いよう計画的かつ効率的に予算執行して頂ければと考えている。なお、本交付金において、捕獲活動経費の直接支援は行っているが、捕獲報償金の支援は行っていない。
2	<b>空き家再生等推進事業における改修後の用途の拡充</b> <small>(社会資本整備総合交付金交付要綱等)</small> <b>【国土交通省】</b>	兵庫県、滋賀県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	<b>【現状】</b> 空き家再生等推進事業では、改修後の用途が宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に限定されている。 <b>【提案】</b> 二地域居住・子育て世帯のための住居や事業所にも用途を拡充する。	○住宅地区改良事業等補助金交付要領 第4 4.(2)空き家住宅改修等費において、「空き家再生等推進事業を実施しようとするときに使用されていない空き家住宅及び空き建築物を、住環境の改善及び地域活性化のため、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等の用に供するため行う住宅等の取得(用地費を除く)、移転、増築、改築等に要する費用」と規定しているが、宿泊施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設は例示であって、この他の用途について排除しているものではない。 ○個別具体の事案については各地方整備局等へ相談されたい。

## 2 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の 対象とする提案

### ○長野県単独の提案

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	概要	理由 (今後検討、調整が必要な事項)
1	<p>農業用排水施設の変更であって、当該施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする事業に係る農振除外の要件緩和</p> <p>(農業振興地域の整備に関する法律等)</p> <p>【農林水産省】</p>	<p>【現状】 農業用排水施設の従前の機能維持を目的とする事業については、地域の農業振興を目的として断続的に補修・更新対策を行うことから、結果的に8年以上の長期にわたり、農用地区域からの除外ができない場合がある。</p> <p>【提案】 農業用排水施設の従前の機能維持を目的とする事業については、当該事業に係る計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、8年未経過であっても農用地区域からの除外を可能とする。</p>	<p>平成26年の提案募集において議論済み。 農林水産省は、「農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不適當。」としている。 また、農林水産省は、「土地改良事業完了後8年未経過の土地であっても、都市計画法に基づく市街化区域への編入や農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2に基づき地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定することにより、企業等が用地を拡大することは可能と考えている。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。</p>
2	<p>農業用排水施設の新設又は変更であって、既に立地していた店舗、工場等の施設の拡張に係る農振除外の要件緩和</p> <p>(農業振興地域の整備に関する法律等)</p> <p>【農林水産省】</p>	<p>【現状】 農業用排水施設の新設又は変更に係る受益地においては、工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過しないと農用地区域からの除外ができない。</p> <p>【提案】 既存の店舗、工場等の拡張については、農地転用許可相当の農地において、農業用排水施設の新設又は変更の事業に係る計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められる場合に限り、8年未経過であっても農用地区域からの除外を可能とする。</p>	<p>平成26年の提案募集において議論済み。 農林水産省は、「農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不適當。」としている。 また、農林水産省は、「土地改良事業完了後8年未経過の土地であっても、都市計画法に基づく市街化区域への編入や農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第26号の2に基づき地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定することにより、企業等が用地を拡大することは可能と考えている。」としている。新たな支障事例を示すことが必要。</p>

○追加で共同提案をおこなったもの

No	提案項目 (根拠法令等) 【所管府省庁】	提案団体	概要	理由 (今後検討、調整が 必要な事項)
3	<p>「建築物の耐震改修の促進に関する法律」における固定資産税情報の利用</p> <p>(建築物の耐震改修の促進に関する法律)</p> <p>【国土交通省】</p>	<p>大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、関西広域連合</p>	<p>【現状】 建物所有者に耐震化の普及啓発を行うためには所有者と建築年数の特定が必要だが、固定資産税情報の利用が認められていないため、その特定に時間と手間を要する。</p> <p>【提案】 固定資産情報の利用を可能とする。</p>	<p>現行制度においても、建築年数や所有者に係る情報を利用することが可能であり、固定資産税情報を建築物の耐震改修のために利用できないことによる具体的支障が明確に示されていない。そのため、新たに具体的な支障を示すことが必要。</p>